

# 山口県瀬戸内海アサリ資源回復計画

平成18年3月28日

山 口 県

# 山口県瀬戸内海アサリ資源回復計画

<b>1 資源の現状と資源回復の必要性</b>	1
(1) 対象資源の資源水準の現状	1
(2) 漁獲量の推移と資源回復の必要性	2
<b>2 資源の利用と資源管理等の現状</b>	3
(1) 関係漁業等の現状	3
関係漁業の現状	3
漁獲量・漁獲金額の推移	3
漁業形態及び経営の現状	4
消費と流通の現状	4
(2) 資源管理等の現状	4
関係漁業の主な資源管理措置	4
遊漁の現状	5
資源の積極的培養措置	5
漁場環境の保全措置	6
<b>3 回復計画の目標</b>	7
<b>4 資源回復のために講じる措置と実施期間</b>	7
(1) 漁獲努力量の削減措置	7
(2) 資源の積極的培養措置	8
放流	8
漁場の整備	8
(3) 漁場環境の保全措置	8
食害生物の駆除	8
漁場環境の改善	8
<b>5 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置</b>	8
<b>6 資源回復のために講じる措置に対する支援策</b>	8
(1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策	8
(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置	8
(3) 漁場環境の保全措置に対する支援措置	8
<b>7 資源回復措置の実施に伴う進行管理</b>	9
(1) 資源回復措置の実施状況の把握	9
(2) 資源動向の調査	9
(3) 資源回復措置の見直し	9
(4) 進行管理に対する組織体制	9
<b>8 その他</b>	9
別表 本計画の対象海域	10

## 1 資源の現状と資源回復の必要性

### (1) 対象資源の資源水準の現状

山口県瀬戸内海には、東の岩国市から西の下関市まで、各地に干潟が形成されており、各浜で手堀りやジョレンによってアサリ漁業が営まれるとともに、宇部市以西の沖合においては昭和50年代後半から潜水器漁業によりアサリが漁獲されてきた。潜水器漁業は、従来はミルクイガイやタイラギを目的に操業されてきたが、資源の減少により近年は、漁獲対象種をウチムラサキ、アサリへと変えてきている。

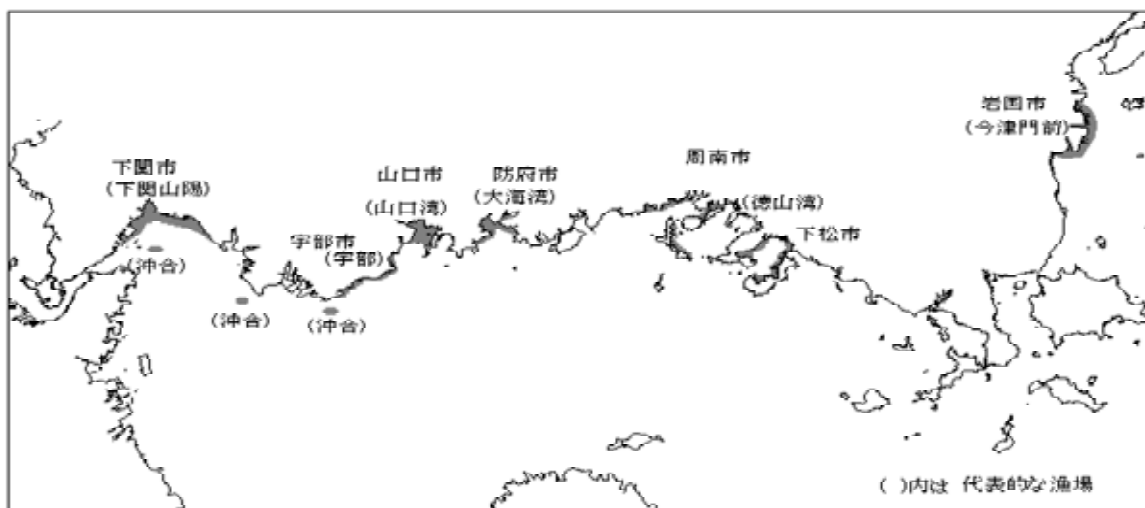
アサリの産卵時期は、山口県瀬戸内海では春と秋の2回あると考えられているが、近年の放流貝調査では春から秋にかけて長期間成熟している状況も観察されている。卵は受精後、2～3週間の浮遊生活を経て0.2mm以上の稚貝になり、海底に着底して生活するようになる。浮遊生活の間は潮流等により広範囲に移動するが、着底後は波浪等による多少の移動は考えられるものの、殻長が20mm程度になるとほとんど移動しない。着底したアサリは約1年で殻長15mm前後となり、約2年～2年半で殻長30mm(5.6g)以上に成長し漁獲サイズになる。瀬戸内海では、東京湾や有明海と比べるとアサリの成長が遅い。

山口県瀬戸内海のアサリ生産量は、昭和30年頃から急激に増加し、昭和55年から潜水器漁業が開始されたことも相まって昭和58年に8,558トンとピークに達したものの、その後急激に減少を続け平成16年には2トン(速報値)となった。平成元年以降、干潟域においては漁獲の全くない漁場も多い状況である。

その要因として、近年、山口県瀬戸内海沿岸域におけるアサリの餌料と考えられている植物プランクトンの増殖を支える栄養塩類が、過去30年間で半分以下にまで減少していること、海水温上昇に伴うナルトビエイ等の南方系の食害生物の増加等、環境の変化も大きいと考えられる。

このような状況から、残されている母貝資源も非常に少ないと考えられる。さらに、母貝資源の減少に伴い海域の浮遊幼生出現数が少なくなり、漁場での稚貝出現数も減少しているため、資源は壊滅状態にあると考えられる。

山口県瀬戸内海の代表的なアサリ漁場図

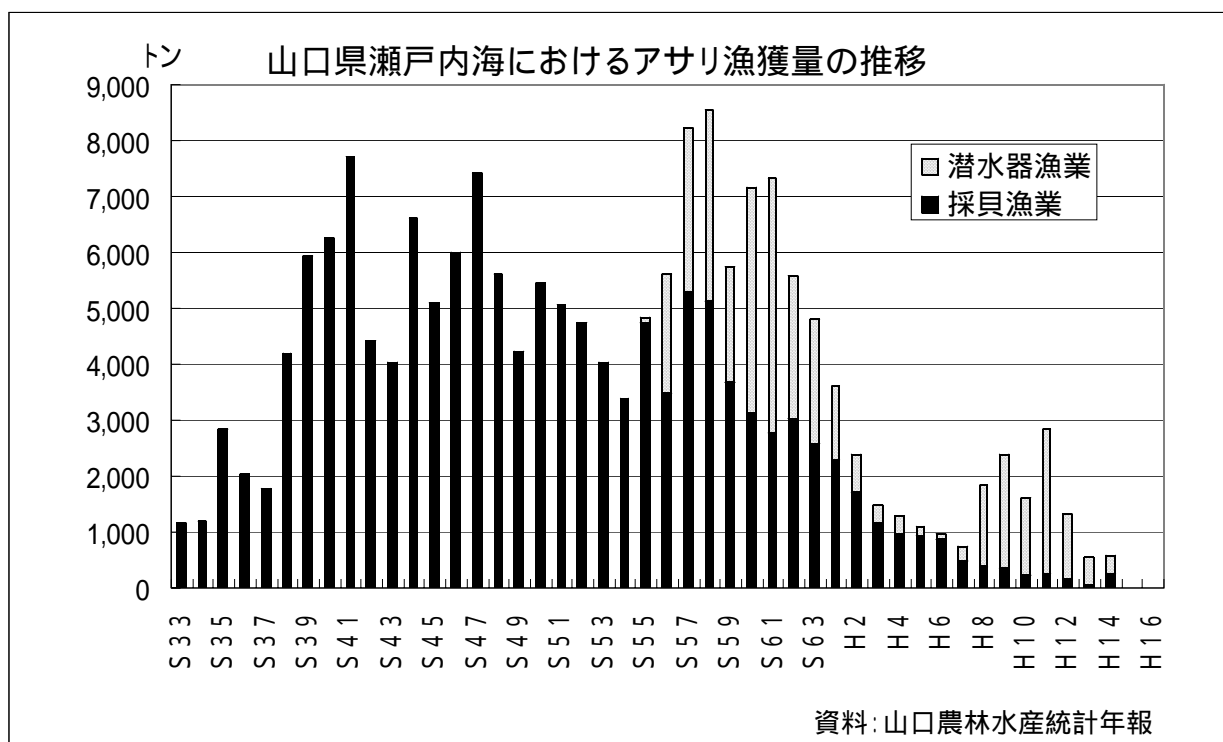


(2) 漁獲量の推移と資源回復の必要性

漁獲量の推移を見ると、昭和50年代には4,000～7,000トンであったものが、平成に入って急速に減少し、平成8～11年に若干回復したもののその後減少して、平成16年には2トンと壊滅状態となった。

なお、沖合域のアサリは昭和55年に潜水器漁業により漁獲され始め、昭和56～63年には2,000～4,000トン、平成8～12年に1,000～2,000トン漁獲されたが、平成15年以降は操業を自粛している。

アサリは山口県瀬戸内海の重要資源であり、潮干狩りでの県民のレクリエーションとしても関心は高く、アサリの資源回復は、山口県瀬戸内海の漁村の活性化を図る上での最重要課題となっている。



単位：トン

漁業種類/年次	S33	S34	S35	S36	S37	S38	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48
採貝漁業	1,152	1,201	2,836	2,017	1,790	4,205	5,930	6,243	7,720	4,427	4,021	6,616	5,102	5,990	7,434	5,610
潜水器漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,152	1,201	2,836	2,017	1,790	4,205	5,930	6,243	7,720	4,427	4,021	6,616	5,102	5,990	7,434	5,610
漁業種類/年次	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1
採貝漁業	4,227	5,447	5,063	4,744	4,032	3,374	4,752	3,483	5,291	5,125	3,668	3,120	2,760	3,031	2,573	2,277
潜水器漁業	0	0	0	0	0	0	91	2,128	2,923	3,433	2,086	4,030	4,568	2,546	2,226	1,338
合計	4,227	5,447	5,063	4,744	4,032	3,374	4,843	5,611	8,214	8,558	5,754	7,150	7,328	5,577	4,799	3,615
漁業種類/年次	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	
採貝漁業	1,705	1,167	964	933	880	484	372	365	227	254	159	62	257	4	2	
潜水器漁業	672	333	341	160	82	269	1,478	2,006	1,371	2,591	1,165	491	313	0	0	
合計	2,377	1,500	1,305	1,093	962	753	1,850	2,371	1,598	2,845	1,324	553	570	4	2	

## 2 資源の利用と資源管理等の現状

### (1) 関係漁業等の現状

#### 関係漁業の現状

アサリを漁獲対象としている漁業は、干潟での採貝漁業と沖合の潜水器漁業のみであるが、近年の動向を見ると、ともに漁労体数は減少している。

特に、採貝漁業では平成15年の漁労体数は、平成8年の1/6程度まで減少している。

#### アサリ関係漁業種類別漁労体数

漁業種類	管理区分	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
潜水器漁業	知事許可	118	112	123	123	118	119	104	99
採貝漁業	漁業権	293	261	234	222	230	213	159	45

資料：潜水器漁業は知事許可隻数、採貝漁業は山口農林水産統計年報

#### 漁獲量・漁獲金額の推移

山口県瀬戸内海におけるアサリは、古くは各浜の干潟において採貝漁業者により漁獲されてきたが、昭和50年代後半に入り、潜水器漁業者により沖合のアサリ漁場が開発されたことに伴い、その生産は飛躍的に拡大し、最盛期（昭和58年）には8,500トン、21億円と非常に重要な資源となっていた。

しかしながら、平成に入り、その生産は急速に落ち込み、平成15年は4トン、200万円（平成16年の速報値：2トン）と漁獲量が激減しており、資源の回復が緊急の課題となっている。

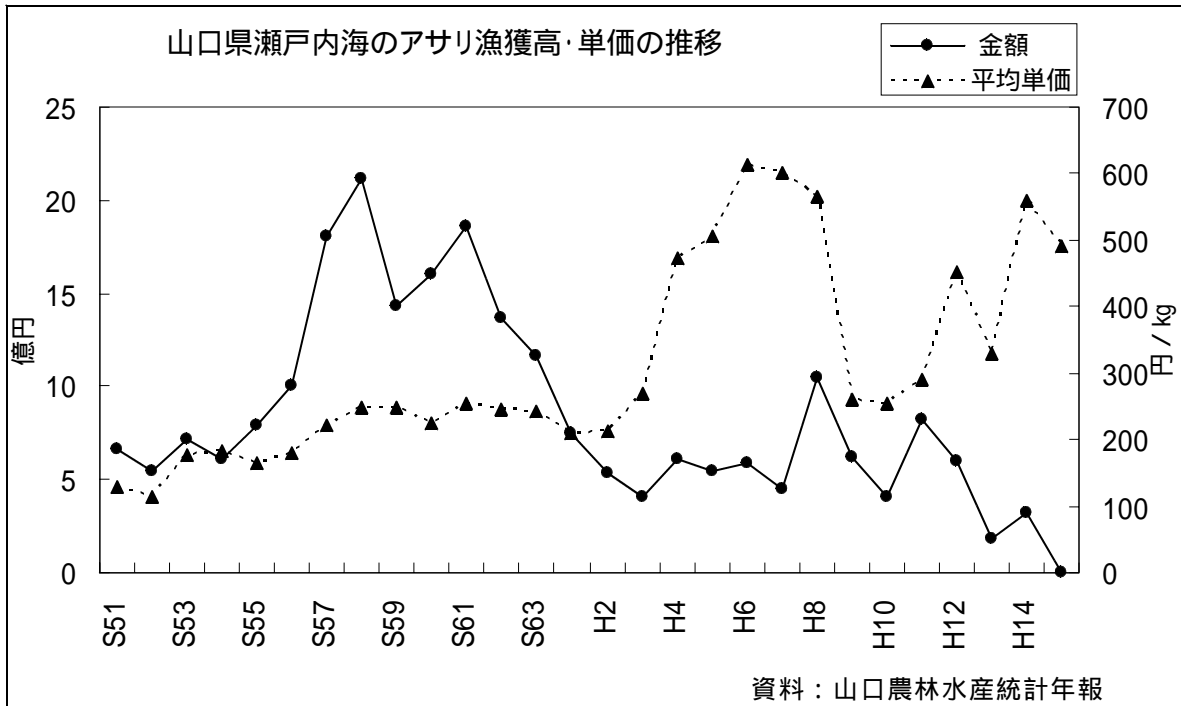
漁業種類別で見ると、潜水器漁業では平成14年のアサリ漁獲量が平成8年の1/4以下に減少し、平成15年以降はアサリの生息が認められないことから操業を自粛している。採貝漁業についても、最盛期に比較して数十分の一まで減少している。

アサリに対する依存は、採貝漁業では大部分を占めているのに対して、潜水器漁業では40～70%となっている。

#### アサリ関係漁業種類別漁獲量（トン）

漁業種類	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
潜水器漁業	3,440	3,808	2,980	3,834	1,932	1,161	987	665
（内アサリ）	1,478	2,003	1,370	2,591	1,165	491	313	0
採貝漁業	387	383	242	269	157	74	272	14
（内アサリ）	374	365	227	254	147	62	257	4

資料：山口農林水産統計年報



#### 漁業形態及び経営の現状

アサリ採貝漁業は、零細な漁業経営体が多く、操業が大潮時に限られ1ヶ月に5～6日程度であることから専業者はほとんどおらず、小型機船底びき網漁業や建網漁業などの他漁業や農業等の他産業と兼業して営まれている。

一方、潜水器漁業については、操業は冬期のみであることから、春～秋期においてはさし網漁業、かご漁業等を主とした漁船漁業と兼業して営まれているが、冬期の主要漁業となっており、アサリ資源の減少で経営は厳しくなっている。

#### 消費と流通の現状

山口県瀬戸内海において潜水器漁業及び採貝漁業により漁獲されたアサリは、以前は地元市場及び特定の仲買業者と相対取引を経て、地元や都市部の消費地市場等にも出荷されていた。

しかしながら、近年は漁獲量が激減していることから、ほとんどが地元市場に出荷された後、地元で流通している。

### (2) 資源管理等の現状

#### 関係漁業の主な資源管理措置

山口県漁業調整規則により、「アサリは殻長2cm以下の採捕が禁止」されているほか、漁業者間で自主的に下記の資源管理に取り組んでいる。

主な漁場別資源管理措置<sup>1</sup>

地区名 (漁協等)	漁業種類	漁獲量制限	漁獲サイズ制限	漁期の制限
岩国市漁協	採貝漁業	80kg / 人 / 日	殻長30mm以下 採捕禁止	毎週土日月禁止
山口県漁協 (戸田支店)	採貝漁業	50kg / 人 / 日	選別器通し幅 14mm <sup>2</sup>	8月～翌年2月 禁止
山口県漁協 (防府支店)	採貝漁業	120kg / 人 / 日	選別器通し幅 14mm <sup>2</sup>	4月～11月 禁止
山口県漁協 (山口支店)	採貝漁業	-	選別器通し幅 15mm <sup>2</sup>	11月～翌年1月 禁止
山口県漁協 (東岐波支店)	採貝漁業	51～85kg / 人 / 日 (成貝の発生状況 により年により変 わる)	選別器通し幅 15mm <sup>2</sup>	春先と秋口の一 潮のみ解禁
山口県漁業 (埴生支店)	採貝漁業	62～70kg / 人 / 日 年により変わる	選別器通し幅 14mm <sup>2</sup>	-
周防灘沖合 (本山以西 協調会)	潜水器漁 業	480～930kg / 隻 / 日 (県水産研究セン ターの資源評価を 基に、毎年の漁獲 量を決定する)	選別器通し幅 14mm <sup>2</sup>	5月～10月 禁止 H15以降、 アサリは操業 自粛

- 1 当管理措置の取組については、近年は漁獲量の激減に伴い、ほとんどの地区で休止中である。
- 2 選別器の通し幅14～15mmは、殻長制限32mmに相当

遊漁の現状

山口県瀬戸内海各地では、毎年、漁協等がアサリ種苗を放流し資源の安定化を図っており、以前は遊漁者に漁場を一部開放して潮干狩りが盛んに行われていたが、近年はアサリ漁獲量が激減したことにより、これを中止している地区がほとんどである。

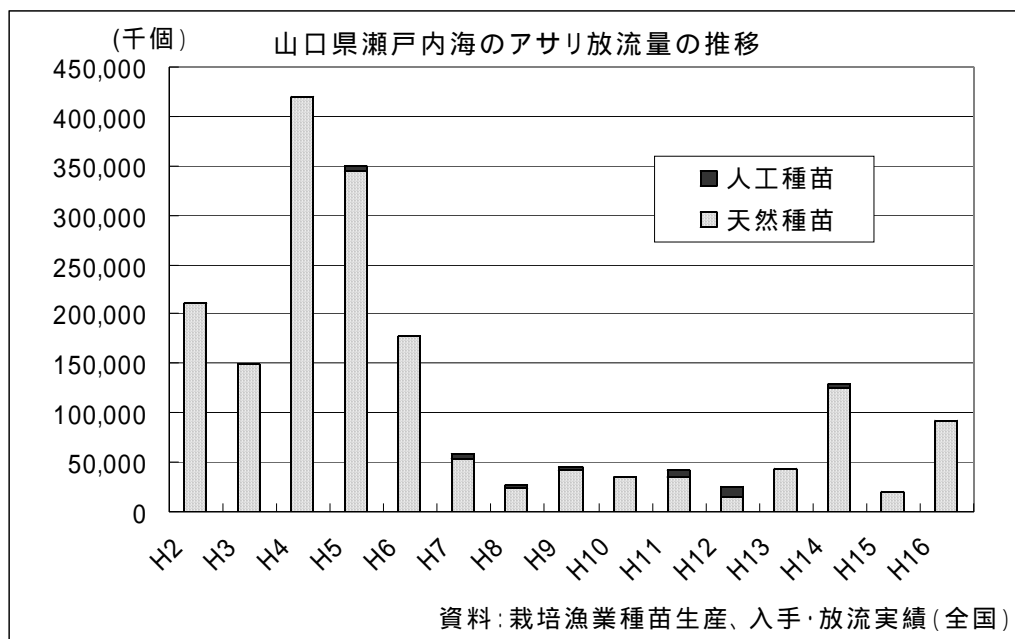
資源の積極的培養措置

アサリ漁獲量が激減している状況を受けて、県、市町、漁協及び漁業者が連携し様々な対策を講じている。

主な対策としては、各地先において、市町・漁協が中心となり、国内産の天然種苗を購入し放流が実施されているが、近年、国内産種苗の入手が困難な状況となってきた。

このようなことから、平成4年度からは、県水産研究センターと(社)山口県裁

培公社が共同で種苗生産・放流技術の開発に取り組んできており、人工種苗生産に関しては殻長10mm以上の放流サイズが平均80万個/年の生産が可能となるなど、国内でも有数の質・量の生産技術が確立されている。ただし、採算面から種苗生産は事業化に至っておらず、平成15年度以降は種苗生産は休止している。放流技術開発については、被覆網の保護放流がかに類やツメタガイによる食害を防止できる等の、一定の放流効果も得られている。



単位：千個

天然・人工別/年次	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9
天然種苗	210,809	148,137	420,461	344,075	176,683	53,857	23,447	42,639
人工種苗	0	0	36	5,025	1,460	4,550	2,552	3,065
天然・人工別/年次	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	
天然種苗	34,394	35,100	14,983	43,400	125,842	20,690	92,741	
人工種苗	1,480	6,339	10,858	760	3,608	0	0	

### 漁場環境の保全措置

山口県瀬戸内海側は、干潟域を含めた広域な浅海域を有し、水産資源の保護・育成に重要な役割を果たしている。

しかしながら、流入河川や海岸域の開発行為等による地形の変化、ヘドロの堆積等により、本来の漁場の機能が次第に失われてきている。

このようなことから、水産基盤整備事業等を導入し、各地区で消波潜堤による安定地盤の造成、作濤・削土による好適地盤の造成、覆砂及び漁場耕耘等を実施している。

また、食害生物であるナルトビエイやツメタガイ等の駆除と併せ、放流漁場に被覆網や竹格子を設置し、これら食害生物からの保護対策を実施している。

### 3 回復計画の目標

1.(1)の資源水準の現状に示したように、山口県瀬戸内海におけるアサリ資源水準は壊滅状態である。

漁獲が良好であった昭和40～50年代の資源水準が、山口県瀬戸内海におけるアサリ漁業としては望まれるレベルであるが、母貝資源量の悪化、環境も変化している状況の中で、当時の水準まで回復することは困難と思われる。

そこで、山口県瀬戸内海のアサリ資源を回復させていくための第一段階として、母貝集団の維持と確保を図るため、漁業者が行う漁場管理では食害生物からの保護を徹底するよう努め、肥満度等の観察から過密であれば間引きによる漁獲を行う。当面はこのような対策が図れる干潟漁場を中心に取り組むこととするが、沖合漁場（潜水器漁業）においても、資源量評価の下で漁獲制限を行うと共に食害生物の駆除を積極的に行い、6年後（平成23年）における資源回復計画の目標は、平成12年～16年の干潟漁場の漁獲量の平均値である漁獲量100トンを目指すこととする。

その後、発生が確認された稚貝について保護や移植の措置を図り、また浮遊幼生の出現状況、貝の肥満度、成熟状況等の調査に基づき、適正かつ効果的な手法を検討・確立することにより、将来的には漁獲量を200トンまで回復させていくことを目標とする。

### 4 資源回復のために講じる措置と実施期間

資源回復を図るため、禁漁期間・禁漁区域の新たな設定による産卵母貝の保護、小型貝の保護のための殻長制限の拡大等による漁獲努力量削減措置を実施するとともに、種苗放流による資源の積極的な培養や漁場環境の保全措置を行う。

#### (1) 漁獲努力量の削減措置

平成18年度より当面の6年間、次の漁獲努力量の削減措置を行う。

漁業種類	規制措置
全ての漁業	殻長制限の強化 殻長3cm以下のアサリの漁獲禁止 禁漁区域の設定 「資源供給漁場区域」として設定した区域については、周年操業禁止
採貝漁業	漁獲禁止期間の設定 アサリの主たる産卵時期である9月1日から11月30日の間で、連続して2ヶ月以上のアサリ漁獲禁止期間を各共励会単位で設定
潜水器漁業	漁獲制限 水産事務所（振興局）・水産研究センターの資源評価に基づき、漁業権管理委員会の意見を聴いて、アサリの漁獲量・期間制限を実施

## (2) 資源の積極的培養措置

### 放流

上記の「資源供給漁場区域」において、一定規模の母貝放流に努める。

なお、新たに母貝集団を放流する際には、遺伝的多様性等の生態系の保全に十分配慮し、近隣県の国内産のアサリを使用することとする。

また、放流については、必要に応じて人工種苗も含めて検討する。

### 漁場の整備

近年、大きな問題となっているアサリの食害生物であるナルトビエイからの食害防除機能を備えた漁場の整備を行う。

## (3) 漁場環境の保全措置

### 食害生物の駆除

食害生物であるナルトビエイ等の駆除を積極的に実施する。

### 漁場環境の改善

浮遊幼生出現調査の結果、着底間際の幼生が多く出現しているにもかかわらず着底稚貝が認められない漁場については、阻害要因調査を実施し必要な改善対策を講じる。

## 5 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

資源回復計画を実現するため、漁獲、殻長制限等の規制措置を行うが、その実効性を確保するため、資源状況や操業状況に機動的に対応できるよう、山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会指示等の公的担保措置を講じるものとする。

なお、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量の設定については、資源の動向を見ながら、必要性が生じた場合に検討することとする。

## 6 資源回復のために講じる措置に対する支援策

### (1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

現在は漁獲実態が皆無の状況であり、削減措置の実施による経営に与える影響は生じないことから、現状では特に支援は実施しないが、今後資源が回復し、経営に影響を与える漁獲努力量の削減措置が生じた場合には、支援について検討を行う。

### (2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

県は、4(2)の措置を積極的に推進するにあたり、必要な支援を行う。

### (3) 漁場環境の保全措置に対する支援措置

県は、4(3)の措置を積極的に推進するにあたり、必要な支援を行う。

## 7 資源回復措置の実施に伴う進行管理

### (1) 資源回復措置の実施状況の把握

県は、資源回復措置の実施状況を毎年把握するとともに、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう、関係者を指導する。

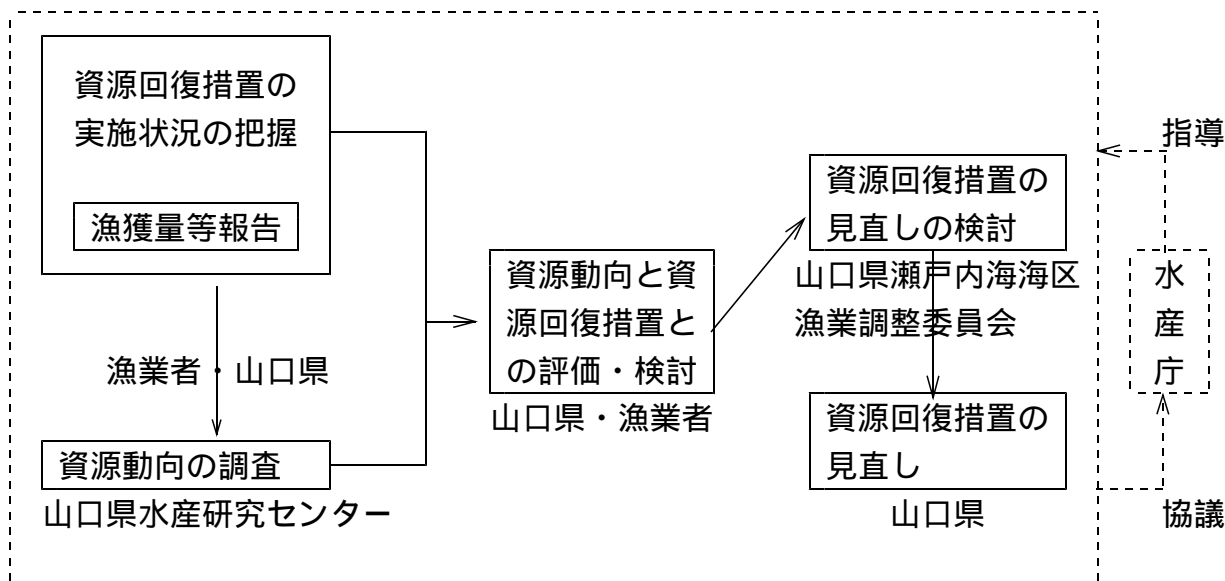
### (2) 資源動向の調査

県は、山口県瀬戸内海のアサリについて、調査・評価体制を構築し、資源状態の把握を行う。

### (3) 資源回復措置の見直し

県は、(1)、(2)の結果を踏まえ、資源回復措置を評価するとともに、必要に応じて資源回復措置の見直しを行う。

### (4) 進行管理に対する組織体制



## 8 その他

資源回復計画は、水産資源の回復を図ることにより、将来的に県民等に対する水産物の安定供給を実現していくための施策であるが、漁業者による漁獲努力量削減の取り組みのほか、資源の積極的培養措置等とこれに必要な支援を行うものであることから、県民の理解を得ながら計画を進めていく必要があり、計画について広く情報提供を行うこととする。

また、資源回復計画期間中の需給関係に配慮しながら、計画を進めていくこととする。

なお、より効果的な資源の回復を図るためにも、周防灘のアサリ浮遊幼生調査を協力して実施している大分県、福岡県、(独)水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所及びアサリ資源全国協議会等とも連携しながら計画を進めて行くこととする。

別表 本計画の対象海域

1 採貝漁業

《山口県瀬戸内海側において下記表のとおり第1種共同漁業権に基づき採貝漁業を行う海域全て（別図「対象海域」の斜線部）》

漁業権番号	漁業種類	漁業の名称	免許を受けた者 (組合名)	市町村名
共第 44 号	第1種 共同漁業	採貝漁業	長府、壇之浦	下関市
共第 45 号			才川	下関市
共第 46 号			王喜、王司、壇生	下関市、山陽小野田市
共第 47 号			長府	下関市
共第 48 号			高泊、厚狭	山陽小野田市
共第 49 号			小野田	山陽小野田市
共第 50 号			壇之浦、長府、才川、王司、王喜、壇生、厚狭、高泊、小野田	下関市、山陽小野田市
共第 51 号			壇之浦、長府、才川、王司、王喜、壇生、厚狭、高泊、小野田	下関市、山陽小野田市
共第 52 号			壇之浦、長府、才川、王司、王喜、壇生、厚狭、高泊、小野田	下関市、山陽小野田市
共第 53 号			壇生、厚狭、高泊、小野田、藤曲浦、新宇部、宇部岬、床波、東岐波	山陽小野田市、宇部市
共第 54 号			高泊、小野田、藤曲浦、新宇部、宇部岬、床波、東岐波	山陽小野田市、宇部市
共第 57 号			藤曲浦、新宇部、宇部岬、床波、東岐波	宇部市
共第 58 号			藤曲浦、新宇部、宇部岬、床波、東岐波	宇部市
共第 59 号			嘉川、山口	山口市
共第 60 号			阿知須	山口市
共第 61 号			阿知須、嘉川	山口市
共第 64 号			東岐波、阿知須	宇部市、山口市
共第 65 号	山口	山口市		

免許を受けた者（組合名）において、ゴシック・太字で記載したものは、合併して「山口県漁業協同組合」となっている。

漁業権番号	漁業種類	漁業の名称	免許を受けた者 (組合名)	市町村名
共第 66 号	第 1 種 共同漁業	採貝漁業	秋穂	山口市
共第 68 号			秋穂、防府市	山口市、防府市
共第 73 号			防府市	防府市
共第 74 号			防府市	防府市
共第 75 号			防府市	防府市
共第 76 号			防府市	防府市
共第 77 号			防府市	防府市
共第 78 号			防府市	防府市
共第 79 号			阿知須、山口、秋穂、防府市	山口市、防府市
共第 80 号			防府市	防府市
共第 81 号			戸田、新南陽、徳山市、櫛ヶ浜、下松	周南市、下松市
共第 82 号			光	光市
共第 85 号			牛島	光市
共第 86 号			牛島	光市
共第 87 号			田布施	田布施町
共第 88 号			田布施、平生町	田布施町、平生町
共第 89 号			平生町	平生町
共第 90 号			平生町	平生町
共第 91 号			室津	上関町
共第 92 号			上関	上関町
共第 93 号			上関	上関町
共第 94 号			上関	上関町
共第 97 号			四代	上関町
共第 99 号			祝島	上関町
共第 100 号			室津、祝島、四代、上関	上関町
共第 103 号			光、牛島、田布施、平生町、室津、祝島、四代、上関	光市、田布施町、平生町、上関町
共第 104 号			柳井市	柳井市
共第 105 号			柳井市	柳井市
共第 106 号			柳井市	柳井市

免許を受けた者（組合名）において、ゴシック・太字で記載したものは、合併して「山口県漁業協同組合」となっている。

漁業権番号	漁業種類	漁業の名称	免許を受けた者 (組合名)	市町村名
共第 107 号	第 1 種 共同漁業	採貝漁業	<b>柳井市</b>	柳井市
共第 108 号			<b>平郡</b>	柳井市
共第 109 号			<b>平郡</b>	柳井市
共第 110 号			<b>平郡</b>	柳井市
共第 111 号			大島	柳井市
共第 112 号			神代、大島	柳井市、岩国市
共第 113 号			大島、大島町	柳井市、周防大島町
共第 114 号			神代	岩国市
共第 115 号			由宇	岩国市
共第 116 号			由宇	岩国市
共第 117 号			通津	岩国市
共第 118 号			岩国市	岩国市
共第 119 号			岩国市	岩国市
共第 120 号			和木	和木町
共第 121 号			柱島	岩国市
共第 122 号			柱島	岩国市
共第 123 号			柱島	岩国市
共第 124 号			柱島	岩国市
共第 125 号			柱島	岩国市
共第 126 号			大島町	周防大島町
共第 127 号			大島町	周防大島町
共第 128 号			大島町	周防大島町
共第 129 号			<b>安下庄</b>	周防大島町
共第 130 号			<b>安下庄</b>	周防大島町
共第 131 号			久賀	周防大島町
共第 132 号			久賀	周防大島町
共第 133 号			久賀	周防大島町
共第 134 号			久賀	周防大島町
共第 135 号			<b>浮島</b>	周防大島町
共第 136 号			<b>日良居</b>	周防大島町
共第 137 号			<b>東和町</b>	周防大島町
共第 138 号			<b>東和町</b>	周防大島町

免許を受けた者(組合名)において、**ゴシック・太字**で記載したものは、合併して「山口県漁業協同組合」となっている。

漁業権番号	漁業種類	漁業の名称	免許を受けた者 (組合名)	市町村名
共第 139 号	第 1 種 共同漁業	採貝漁業	東和町	周防大島町
共第 140 号			東和町	周防大島町
共第 142 号			東和町	周防大島町
共第 144 号			東和町	周防大島町
共第 145 号			東和町	周防大島町
共第 146 号			柳井市、平郡、神代、大 島、由宇、通津、柱島、 岩国市、和木、大島町、 久賀、安下庄、日良居、 浮島、東和町	柳井市、岩国市、 和木町、周防大島 町

免許を受けた者(組合名)において、**ゴシック・太字**で記載したものは、合併して「山口県漁業協同組合」となっている。

## 2 潜水器漁業

《山口県瀬戸内海側において県知事許可に基づき潜水器漁業を行う次のとおりの海域  
(第1種共同漁業権内)》

共第44号、共第46号、共第48号、共第49号、共第50号、共第53号、共第54号、  
共第57号、共第58号

別図「対象海域」

